

## 身近な方が亡くなった後の手続・届出チェックリスト

身近な人が亡くなった後に行う代表的な手続・届出を①直後に行うこと②落ち着いたら行うこと③必要に応じて行うこと の3種類に分け、チェックリスト形式でまとめました。

### ①直後に行うこと

- 死亡診断書・死体検案書の受取（お医者様・警察）
- 死亡届・火葬許可申請書の提出（7日以内に）
- 年金受給停止の手続き
- 健康保険の諸手続き（国民健康保険14日以内）
- 世帯主変更の手続（14日以内）

### ②落ち着いたら行うこと

- 戸籍謄本の取得（相続人の調査）
- 住民票の写し・印鑑証明の取得
- 公共料金（電気・ガス・水道）などの支払変更・停止
- 固定・携帯電話・インターネットなどの支払変更・停止
- 葬祭費・埋葬料の支給申請（2年以内）

### ③必要に応じて行うこと

#### （役所関係）

- 高額療養費の請求申請
- 復氏届
- 婚姻関係終了届
- 改葬許可申請

## やすらかあんしんのお葬式

### ③必要に応じて行うこと

#### （年金関係）

- 年金の受給停止（10日以内）未支給の年金の受給手続き
- 遺族年金の受給手続き
- 寡婦年金の受給手続き
- 死亡一時金の受給手続き
- 児童扶養手当の受給手続き

### ③必要に応じて行うこと

#### （相続手続関係）

- 相続放棄（3か月以内）
- 限定承認（3か月以内）
- 遺言書の検認申立
- 遺産分割協議（調停）
- 預貯金の相続手続き
- 株式などの有価証券の相続手続き
- 生命保険の保険金受取手続き
- 自動車の相続手続き
- 不動産の相続手続き
- ゴルフ場・リゾート会員権などの相続手続き
- 遺留分減殺請求（1年以内）

### ③必要に応じて行うこと

#### （税金関係）

- 青色申告承認申請
- 所得税の準確定申告（4か月以内）
- 相続税の申告（10か月以内）